**平成２３年（フ）第２９８７号**
札幌市東区北44条東２丁目２番６号　第一美和ハウス106号
債務者　青野奈美子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３０００号**
札幌市西区二十四軒４条６丁目２番29号　パステル24―103号
債務者　西間　史朗
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３２３４号**
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番22―404号
債務者　藤原　市子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３０７号**
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目３番45号　札幌田中病院、前住所札幌市手稲区新発寒５条２丁目２番30―206号
債務者　加藤　英三
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３４０１号**
札幌市東区北22条東17丁目２番11号　森本マンション11号
債務者　住吉　　淳
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３５２１号**
札幌市北区百合が原３丁目３番３号
債務者　高橋　　忠（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４３号**
群馬県利根郡片品村大字土出123番地
債務者　鏑木　　彰
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　前橋地方裁判所沼田支部破産係

**平成２３年（フ）第２０６２号**
埼玉県川口市飯塚３丁目６番14号
債務者　向井　智昭
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５号**
埼玉県久喜市本町５丁目10番47―203号
債務者　安藤ミツ子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第５２１号**
埼玉県深谷市上野台227番地３　ウエノハイツ202号
債務者　橋本　貴之
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第５３０号**
埼玉県熊谷市平戸435番地５　トリバアパート
債務者　池田　正勝
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３１号**
新潟県佐渡市姫津304番地
債務者　山本　佳美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　新潟地方裁判所佐渡支部

**平成２３年（フ）第４８３号**
静岡県三島市初音台１番地の15　ベルテ西川201
債務者　上原　義正
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第５００号**
静岡県三島市萩141番地の１　サンシエスタ三島萩405
債務者　加々見泰弘
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１４号**
静岡県沼津市西椎路518番地の１　エイブルハイツ101号
債務者　庄司　洋子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１７号**
静岡県熱海市桃山町４番10号　林ケ久保市営住宅３棟304号
債務者　松山　孝則
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第５１８号**
静岡県熱海市桃山町４番10号　林ケ久保市営住宅３棟304号
債務者　松山　久子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係